

大和町深見土地改良区の設立認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次により縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に申し出ることができる。

また、この決定があつたことを知つた日（広島県知事に対して異議の申出をした場合は、当該異議の申出に対する広島県知事の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和三年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 縦覧期間

令和三年一月二十五日から令和三年二月十五日まで

二 縦覧場所

三原市役所